

日常生活支援

あつべつ・たすけ愛ふくろう 運営の^{しおり}葉

1. あつべつ・たすけ愛ふくろう会員

あつべつ・たすけ愛ふくろう会員(以下「ふくろう会員」と呼ぶ)は、その自由な意志に基づいて、お互いに助け合いの活動をする。

2. ふくろう会員の資格と、入会手続き

お互いに助け合う気持ちを持つ人は、誰でもふくろう会員になれる。

ふくろう会員になろうとする人は、あつべつ・たすけ愛ふくろうの趣旨、運営の方法、助け合いのあり方及び本運営の葉に定める謝礼、寄付などについて説明を受け、了承した上で申し込むものとする。

ふくろう会員になる時は会員登録申込書をあつべつ・たすけ愛ふくろうに提出し、事務手続きに要する費用として、**入会金 2,000 円を納める。**

ただし、入院など緊急時には、入会事務手続き前に支援を受けることができる。

3. 事務局の立場

事務局は、ボランティアで会員が担い、利用会員、協力会員相互間の助け合いが、円滑に行われるよう調整する。

4. ふくろう会員の登録

ふくろう会員(協力及び利用)は、助け合いの調整が円滑に行われるために、どのように助け合いを希望するか面談で確認し、申込書に記入後、事務局にて登録をする。

会員には会員証を発行する。

会員の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正に取り扱うものとする。

但し、御利用が無く 5 年間経過した会員については、個人情報を同法に沿って適正に処分する事とする。

5. ふくろう会員が助け合いサービスを利用する場合

(1) 利用したい時は、事務局に電話等で希望する日時及び、おおよその内容を申し出る。

(2) 上記の申し出を取り消すときは、前日までに事務局に連絡する。

(3) 利用する内容は、協力者との話し合いで、随時、追加変更できる。

(4) 助け合いの活動(以下、単に「活動」という)が終了したときは、**利用時間相当の「たすけ愛チケット」を、謝礼として協力者に渡す。**

(5) **交通費(往復)**は、その都度、「**交通券**」を協力者に渡す。

(6) 利用者が協力者に対し責任を問う場合、本会は、会員間の良好な関係を維持するために、過失による責任については、協力者に代わって本会のボランティア保険の補償範囲内で対処する。

(7) 活動について問題が起きたときは、直接事務局に連絡する。

6. ふくろう会員が助け合いサービスに協力する場合

- (1) 事務局から支援の連絡を受け、都合が合い協力の意思がある場合、利用者宅に訪問しサービス提供を行う。
- (2) 活動終了時、利用者からあらかじめ購入済の「たすけ愛チケット」を、協力時間に相当する分を謝礼として受け取り、また交通券も受け取る。
- (3) 活動中に生じた事故は、必ず事務局に連絡する。

7. 助け合い活動の内容

助け合いの精神を持って行う活動は多岐にわたるが、概ね次のようなものとなる。

- (1) 窓ふき・掃除・洗濯・お部屋の整理等・食事作り・ゴミ出し・電球・電池の交換・電気製品の使用方法など
- (2) 産前産後の手伝い・子供のお世話等
- (3) 草取り・庭木のかんたんな枝切り・家庭菜園の土起こし など
- (4) 買物や通院の付添・車椅子などの介助・役所の手続き代行など
- (5) 話し相手・代読・代筆・ペットの世話 など

※「たすけ愛ふくろう」は助け合い活動なので、協力員によってサービスの質、提供時間に違いがでることもある。

8. たすけ愛チケットの発行

- (1) たすけ愛チケット
会員相互に行う助け合いに関しては、それが報酬を得るためのものでないことをより明確にするため、現金の授受は行わず、「たすけ愛チケット」をもって謝意を表する。
- (2) たすけ愛チケットの種類
60分チケット、30分チケット、交通費チケットの3種類とする。
- (3) 発行
たすけ愛チケット綴りは、60分チケット10枚(1冊8,000円)、
30分チケット10枚(1冊4,000円)
交通券は必要数を発行する。
- (4) たすけ愛チケットの有効期限は、購入月から2年間とする。
発行したチケットの払い戻しは無い。有効期限終了後は寄付となる。

9. 謝礼(チケットの精算)

会員間の謝礼・謝意は、「たすけ愛チケット」で表すこととし、60分当たり800円、30分当たり400円とし、そのうち60分当たり250円、30分当たり125円は事務局運営費として寄付する。協力員が受け取った、たすけ愛60分チケットは550円、30分チケットは275円で随時精算することができ、また本会に寄付することもできる。

10. 交通費

協力者の交通費(往復)は、一律500円の交通券とし、全額協力者に精算する。
利用者代行の外出支援時の交通費は公共交通機関利用時の実費交通費を交通券での精算とし、外出前に協力者に渡すものとする。

11. 活動前の手順と内容

(1) 利用申し込み

イ 受付場所と時間

- ・事務局住所 厚別区厚別東4条2丁目 1-7-202
- ・受付時間 毎週(火)～(金) 午前10時～午後1時まで

ロ 方法 電話、fax、メール、または来所口頭で申し込む。

- ・電話 892-2960 fax 893-0468 メール info@fukuro.or.jp

ハ. 助け合い活動利用日と時間

- ・利用日 月曜日～土曜日
- ・活動時間 午前9時～午後5時を原則とする。
- ・日曜、祝日、時間外はその都度相談とする。

(2) 協力者の調整と紹介

利用申し込みと入会登録申込書により調整して、適切な協力者を探す。

12. 賛助会員

(1) 入会を希望する場合

入会登録申込書に記入して、所定の手続きを経て賛助会員となる。

(2) 会費 年会費は、個人、法人とも、一口500円とする。

(3) 会員への移籍は 賛助会員からの申し出により、入会金2,000円を納入して、ふくろう会員に移籍できる。

13. 退会

(1) 厚別区から転居した場合や都合で退会を希望する会員は、事務局に申し出、会員証を返却する。(退会時の未利用チケットは、事務経費として寄付していただく。)

(2) 助け合い会員はその理念に賛同し会員となる為、お互いの信頼が著しく損なわれた場合は退会をしていただくこともある。(未使用チケットは精算となる)

(3) 会の活動中に、政治、宗教、反社会的活動を行う者は、事務局の判断で退会となる。

14. 附則

この細則は、平成24年4月1日より施行する。

この細則は、平成25年4月1日より施行する。

この細則は、令和2年10月1日より施行する。

この細則は、令和2年10月1日より施行する。

この細則は、令和6年10月1日より施行する。

この細則は、令和8年2月1日より施行する。

但し、この業によりがたい場合は、利用会員、協力会員、事務局、三者協議の上、話し合いにより行うものとする。